清瀬市と日本社会事業大学との包括的な連携協力に関する協定書

清瀬市（以下「甲」という。）と日本社会事業大学（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

（１）共生社会の推進と福祉のまちづくりに関すること
（２）次代の地域福祉を担う人材育成に関すること
（３）地域の福祉的課題の解決に関すること
（４）子育て支援・社会教育の振興に関すること
（５）児童青少年の健全育成に関すること
（６）その他、両者が協議し必要と認めること

（個別の協議）

第３条　甲及び乙は、前条に掲げる個別の案件を協働により推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要な事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和１０年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙のいずれかから書面による特段の申し出がないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協定内容の変更）

第５条　甲及び乙は、そのいずれかから本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（協定の解除）

第６条　甲及び乙のいずれかが、本協定の解除を希望する日の１か月前までに書面により申し出たときは、甲及び乙の協議の上、本協定の解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第７条　甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

２　甲及び乙は、相手方が本条第１項の表明保証に反すると合理的に認められる場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（守秘義務）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定外事項等の協議）

第９条　本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その１通を保有するものとする。

令和８年１１月２５日

甲　　東京都清瀬市中里５丁目８４２番地
清瀬市
市長　原田ひろみ

乙　　東京都清瀬市竹丘３－１－３０
日本社会事業大学
学長　横山孝